

大子町木材加工コンピュータ数値制御機器導入事業補助金

町では、地域材を利用した木材加工製品の開発、販売等に取り組み、地域材の新たな需要喚起等を図るため、木材加工コンピュータ数値制御機器の導入を行う事業体に補助を行います。

■ 補助対象者

補助金の交付を受けることができる事業体は、次のいずれにも当てはまるのが条件です。

- (1) 町内に主たる事業所を有する者
- (2) 地域材の製材又は木工を業とする者

ただし、国、県その他の公的機関から類似の補助金の交付を受けている場合は、対象外となります。

■ 補助内容

【対象経費】

区分	内容
木材加工コンピュータ数値制御機器の購入及び導入に要する経費	木工品等を制作する木材加工機械で、コンピュータ制御により3軸以上の制御を行うものの購入費及び導入に必要な経費（設置費等）。
周辺機器の購入及び導入に要する経費	木材加工コンピュータ数値制御機器を使用するに当たり必要となるコンピュータ及びソフトウェア等。 ※木材加工コンピュータ数値制御機器の購入及び導入に要する経費の3分の1を超えない範囲とする。

【補助金の額】

補助率	対象経費の2分の1
上限額	5百万円

※予算の範囲内で交付するため、申請された金額から減額となる場合があります。

■ 応募方法

応募締切期日までに、次の書類を農林課へ提出してください。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）及びその算出根拠が分かる書類（見積書等）
- (4) 申請者の企業概要が分かる書類
- (5) 導入する機器が分かる書類

応募締切 令和3年5月31日（月）

■ 審査及び交付決定

応募内容の書類審査を行い、審査結果に基づいて町長が交付の可否を決定します。
なお、審査結果については、令和3年6月第2週を目途に、申請者へ通知します。

■ 補助金の交付

基本的には、実績報告後に補助金額を確定し支払いとなりますが、事業の遂行上必要と認める場合は、交付決定額の90%以内で前払いとして交付を受けることができます。

※前払いで交付を受けた場合、実績報告時において交付された補助金に残額が生じた場合は、残金分を返還することになります。

■ 事業の遂行及び報告

交付決定を受けた事業体は、申請内容に沿い、年度内に完了するよう事業を進めてください。事業遂行にあたり、疑義や計画の変更が発生する場合は、その都度、農林課へご相談ください。

事業完了後は、速やかに以下の書類をご提出ください。

- (1) 事業実績書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）及びその算出根拠が分かる書類（領収書等）
- (3) 導入機器の写真

■ 提出先及び問合せ先

〒319-3526 大子町大字大子866番地
大子町役場 農林課

電話番号 0295-76-8110（直通）

メールアドレス nourin02@town.daigo.lg.jp